

装官会第15号  
27.10.1  
一部改正 装官総第5085号  
令和2年3月31日  
一部改正 装官総第4804号  
令和3年3月31日  
一部改正 装官総第12305号  
令和3年8月27日  
一部改正 装官会第4291号  
令和4年3月24日  
一部改正 装官会第5704号  
令和6年3月29日  
一部改正 装官会第17764号  
令和6年9月27日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各部長  
施設等機関の長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

契約調整会議について (通達)

標記について、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令4号）第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

## 契約調整会議について

## 第1 設置の目的

防衛装備庁における地方調達（防衛装備庁支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長の所掌するもの。）が調達するものをいう。）の支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）が行う次の各号に掲げる契約の適正化を図るため、防衛装備庁に契約調整会議を置く。

- (1) 法第29条の3第1項の規定により競争に付さなければならないこととされる契約（以下「一般競争契約」という。）
- (2) 法第29条の3第3項の規定により指名競争に付するものとされる契約（以下「指名競争契約」という。）
- (3) 法第29条の3第4項の随意契約（以下「随意契約」という。）

## 第2 構成

契約調整会議は、議長及び次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 長官官房会計官付経理室経理補佐官
  - (2) 長官官房会計官付経理室経理管理専門官
  - (3) 技術戦略部技術計画官付担当班長（当該契約に関係する場合に限る。）
  - (4) 長官官房会計官（議長が必要と認めた場合。）
  - (5) 防衛装備庁顧問（議長が必要と認めた場合。）
  - (6) 防衛装備庁長官が委嘱した部外有識者（議長が必要と認めた場合。）
  - (7) その他議長が指定した者
- 2 議長は、長官官房会計官付経理室長をもって充てる。
- 3 議長は、契約調整会議を主宰する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が議長の職務を行う。

## 第3 契約調整会議の調整評価事項

契約調整会議は、部長等（内部部局にあつては、長官官房総務官、長官官房人事官、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房装備開発官、長官官房艦船設計官及び部長、研究所にあつては所長、支所にあつては支所長又はサテライト長、試験場にあつては場長をいう。以下同じ。）からの調達の要望に関し、次に掲げる事項について調整又は評価する。

- (1) 総合評価落札方式による契約（研究開発、調査研究又は広報に係る一般競争

契約であって、契約の申込みをした者が提示する専門的知識等により、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると認められるものについて、価格及び契約の申込みをした者が提示する事業に係る企画の内容を評価し、法第29条の6第2項に基づき、当該価格及び企画の内容が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする契約をいう。以下同じ。)の実施の適否

- (2) 総合評価落札方式による契約において契約の申込みをした者が提示する事業に係る企画の内容及び当該内容を評価するための基準
- (3) 企画競争による契約（研究開発、調査研究又は広報に係る調達であって、契約の申込みをした者が提示する専門的知識等により、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると認められるものについて、契約の申込みをした者が提示する事業に係る企画の内容について評価し、当該企画の内容が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を指名競争契約又は随意契約の相手方とする契約をいう。以下同じ。)の実施の適否
- (4) 企画競争による契約において契約の申込みをした者が提示する事業に係る企画の内容及び当該内容を評価するための基準
- (5) 前号の企画競争の結果についての評価結果を踏まえた指名競争契約又は随意契約の実施の適否
- (6) 公募（契約の相手方が特殊な技術又は設備等を有していることが不可欠である契約の締結に先立ち、当該技術又は設備等を有している者が複数存在しないことを確認するため、当該技術又は設備等を明示したうえで契約の申込み者を募ることをいう。以下同じ。)の実施の適否及び内容
- (7) 公募の結果及び当該結果を評価するための基準
- (8) 前号の公募の結果についての評価結果を踏まえた指名競争契約又は随意契約の実施の適否
- (9) 指名競争契約又は随意契約の相手方及び当該相手方の選定理由
- (10) 仕様書の内容
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 前項に規定する場合において、調整又は評価に係る調達の要望が、当該調達の要望1件の金額が5千万円に満たないものであって、次の各号の一に該当する場合又は庁費で購入する消耗品及び備品並びにこれらに類するものの調達を行おうとするものである場合は、議長は、調達要求書、仕様書、契約調整会議資料その他の書類により調整又は評価し、契約調整会議を招集しないことができる。

- (1) 当該調達の要望が、当該年度を含む前3年度内に第3第6号から第10号までに掲げる事項について、既に契約調整会議において調整又は評価され、契約されたものと同一の内容である場合

- (2) 試作品及び研究用機械器具（以下「試作品等」という。）の初度部品及び補用部品の調達であって、当該試作品等を設計し、製作した者を契約相手方とする場合
- (3) 試作品等に係る分解、計測、修理、組立その他役務の調達であって、当該試作品等を設計し、製作した者を契約の相手方とする場合

#### 第4 企画評価審査会

契約調整会議に企画評価審査会を置く。

2 企画評価審査会は、会長及び次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 長官官房会計官付経理室経理補佐官
- (2) 装備政策部装備政策課防衛産業政策室室長補佐
- (3) 技術戦略部技術戦略課技術企画室長
- (4) 技術戦略部技術計画官付担当班長（当該契約に関係する場合に限る。）
- (5) 技術戦略部技術計画官付計画室評価班長（当該契約に関係する場合に限る。）
- (6) 長官官房会計官（議長が必要と認めた場合。）
- (7) その他会長が指定した者

3 会長は、長官官房会計官付経理室長をもって充てる。

4 会長は、企画評価審査会を主宰する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する会員が会長の職務を行う。

#### 第5 企画評価審査会への委任

議長は、第3第1号から第5号及び第10号に掲げる事項に関する調整及び評価を企画評価審査会に行わせることができる。

#### 第6 説明員

調達の要望を行う部長等又は当該部長等が指名する者は、契約調整会議に説明員として出席するものとする。

#### 第7 庶務

契約調整会議の庶務は長官官房会計官付において行う。

#### 第8 委任規定

この通達に定めるもののほか、契約調整会議の運営に必要な事項については、議長が定める。